

# 蒙古驛傳考

羽田亨

上 漠北時代の驛傳

下 元朝の驛傳

附 蒙古和林と支那との驛路



# 蒙古驛傳考

羽 田 亨

十三世紀に於ける蒙古族の活動は、世の等しく驚嘆するところ、而して學者の其原因を説くもの、一に其武力によることなすものにあらされは、則ち其生活状態よりして、懸軍長驅の易々たるによることなす、然も古來屢々支那を擾たり、西方諸國を侵したる塞北民族の多くは、其武力に於て蒙古族ごしかく徑庭あるものにあらず、生活の状態もまた異なるどころ多からず、而して其功業の間、至大の懸隔の存するに至りては、吾人は尙ほこゝに諸種の事情を數へ得へきを思ふ、彼等の諸般の施設の上に、多くの文明的要素を備ふるものは、實にまた之か至大の因由たりしを疑かはす、此の如きは種々の方面に於て之を認むべく、征服を重ぬるの間、屬地の支配には一定の法規あり、軍隊には新式の組織あり、武器は時に從かひて改良ご工夫ごを凝らし、社會の間には上下各々其位によりて事を處するの秩序あり、若しそれ外國の文明にして彼等の見て以て可なりことなすものに至りては、之か模倣輸入に勉めたるの跡、歴々ごして認むるを得へし、此の如くにして彼等本來の文明ご、漸次招致せられたるものごは、相合して能く其の偉業を完成するの基を成せしか如し、驛傳の如きもまた其の制を支那にござりて、夙やく國內に施設せる

處にして、彼等の功業に尠なからざる助けを成せしを見る、以下其創始の有様よりして漸次如何に之か發達し、而して如何に重要な位置を占むるものなりやの一斑を窺かはんとす、篇を別ちて二とすもの、一は漠北時代之か創始の有様を叙し、一は之か發達完成せる元朝のものを知らんとするに外ならざるなり。

## 上 漠北時代の驛傳

元史兵志站赤の篇に曰く『元制站赤者驛傳之譯名也、蓋以通達邊情、布宣號令、古人所謂置郵而傳命、未有重於此焉』と站は蓋し蒙古語 *jam* の音譯にして驛の意に外ならずポーチエー Pauthier 氏かマルコ Polo Marco Polo 旅行記の註解に於て *jam* を驛馬の音の轉訛なりと見(三三五頁) シュレーゲル schlegel 氏か通報一八九一年第二號に於て之を駁して、站を寫せるものこそせるか如きは、共に本末を誤まれるものなること明らかにして、却りて類音なる站 (*chan*) を以て蒙古語 *jam* を寫したるものならざるべからず、而して、站なる語か驛舎の意として用ゐらるゝに至りしは、實に之を以て始めとするか如し、赤は蒙古語にて *ci* なる接尾語を加へて、事を爲す人即ち買ひ手、賣り手、等の意味を示すことありて、元朝秘史には *jamai* (驛の事務を司る人) 等の職名も見ゆれば一見之を寫せるか如くなるも、然も站赤とはこゝにては單に驛傳の意にして、其事務を

司くる人の意にあらず、Bretschneider氏は説を立てて赤は外國語を寫す時に用うる接尾語なりといふ、其根據の何つれにあるやを知らずと雖、之を秘史(Nincha Töbchan)の漢譯に見るも、尙ほ jam なる語を譯するに站赤の二字を以てせり、要するに蒙古に支那驛傳の法を傳へて、之を jam と稱せしなり、抑も支那に驛傳の存するや、遠く其起原を古に求むへし、されどその制頗ふる簡略にして、未だ國家至重の機關として意を用ゐたるには至らざりしか如く、能く此の如きに至りしはもとより元代のことにして、假令其起原を支那に有することするも、その細微の制に至りては蒙古の獨創を見るを妨たけざるへし、而して蒙古に之か施行せられし始めは通常窩濶台の時代なりとし、ロックヒル Rockhill 氏の如きも之を主張すれども(ルブルキー Rubruquis 旅行記一〇二頁註)實は既に太祖成吉思汗の時にあるか如しアライエヂン Alaieddin 及ひラシドエヂン Ras-hiddin に従かへは『成吉思は支那の制に倣らひ、公務の爲めに往來する使者の旅行を容易ならしむる爲めに、公道に驛舎を設け、驛馬、使人の食料、運輸の車輛等は皆其地に住むものゝ負擔に任じ、而して此等の馬匹、驛亭を用うるには、一定の條例に據らしめたり、道路は嚴重なる監視を附して之を守り、從來横行せし盜賊の難は此時より除かれぬ』と(ドーソン蒙古史一卷四〇六頁)元朝秘史には此記事を認むるを得されども、思ふに驛傳のとは、其の組織、制度の如何に至りてはともかく、獨り古へより支那に存

するのみならず、蒙古と境を接せし遼、金等も既に其の制を建てしこと明らかにして、遼史には「國有重事、皇帝以牌親授使者、手割給驛馬若干、驛馬闕、取它馬代、法晝夜馳七百里、其次五百里、所至如天子親臨、須索更易、無敢違者」(遼史五十七卷儀衛志)(尙ほ後節參照)といへり、當時蒙古に諸種の牌の用ゐられしことは後に説くか如し、而して耶律楚材等自國及び、支那文明を知悉せるもの、其幕下に集まりしことなれば、之を成吉思汗の諸般經營の態度、方針に鑒むる時は、這般至便、至重なる制度を傳えたりとするは、また事實と認むるを得んか。

太祖の時代には、唯た如上の記事を見るのみにして、之れに伴なふ巨細の有様は知るを得されども、次いで蒙古大汗の位に上ほりし太宗窩濶台の時代には、頗ふる之れか發達を認むるを得へし。元朝秘史の記する處によれば「一、使臣往來、沿百姓處經過、事也運了、百姓也生受、如今可教各千戶每、出人馬、立定站赤、不是緊急事務、須要乘坐站馬、不許沿百姓處經過」と(試ろみに那珂博士の譯文を附記すれば、「又我等の使走るに。國の民にも苦ませたり。今我等全く定むるには。處々の千戶千戶より。札木臣

(驛の事務を掌る人)

兀刺阿臣(驛馬を掌る人)

を出して。坐ごも坐ごもに

(站を坐る置くへき處々に)

站(驛)

を置きて。

使を要事なく國民に倚らせず、站によりて走らせはよからん」即ち各千戶の官人より驛傳所要の人馬を調達して、之れを沿路所設の驛亭に配置し、以て民力を疲らしめずし

路所設の驛亭に配置し、以て民力を疲らしめずして使節の目的を達せしめんせり、然も尙ほこれ事の普通に屬する時にして、一旦緊急を要するものに至りては、所在人馬食糧の徵發其意に任したるものと如し。

太宗驛傳を設けしことは、秘史は上記の如く其の年代を記さず、元史太宗本紀によれば元年（一二二九年）なりとし、兵志站赤の篇にも元年各站に下たせし詔勅の如きものを録せり、然るに Rashid に依れば之れを以て一二三四年、即ち太宗の六年のころとなす（ドーンソン蒙古史二卷六三頁）思ふに太宗即位の際は百事未だ其緒に就かず、南征北伐殆んど寧日なく、此等の設備に力を盡くす能はざるものありしか如く、其後内外のころ一たび治まり、次いで征歐軍の發せんとする前、即ち一二三四年に至りて、相互連絡の必要等もありてかゝることも企たてられしを見る方當を得たるか如し、殊に秘史は站創立の始末を記るして、窩濶台より察合台に、察合台より更に西方の拔都にはかり、相通して站の設置を爲さんと企たてたりといへり、果して然らば元年には拔都は蒙古にありて彼の領地に居らざるを以て元史の年紀の誤まれること明らかなりといふへし、次いで翌一二三五年にはアライエヂンの記するか如く、蒙古の首都和林と支那との境上に三十七驛の設けらるゝあり（ドーンソン二卷六五頁）此の如くにして當時の蒙古領内には、西ウラル河及びトランスオキジアナより、東興安嶺を極め、南支那河北の地より延びて

支那土耳其斯坦を含めるの間、和林を中心として驛傳相通するに至りぬ（玉關、燉煌を通過して西城に達する驛傳を設けしことは元史按竺邇傳に見ゆ）。

驛傳か使節の往來を速やかにし、且つ所在人民の苦痛を除かんか爲めに設けられたるものなるは、前述秘史の記する所に明らかなり。雖、之れによりて其旅行を爲すものは獨り朝廷の使節のみならず、王族以下朝廷の官人にして特種の功勞あるもの或は貢物運輸の如きことも、また之れによりて往來送達するの權利を附與せられしなり。當時站の設備の如何を見るに、元史站赤篇に『太宗元年十一月、勅詣牛鋪馬站、每一百戶置漢車一十具、各站俱置米倉、站戶每年一牌內、納米一石、令百戶一人掌之、比使臣、每日支肉一斤麵一斤米一升酒一瓶』と（現存元史によれば皆北使臣と記るせとも意味通せず、永樂大典本に比使臣と記せりと云へる元史考證に従かふ）站戶とは站の費用を支持する爲めに站附近の民戶の數を限りて之に附屬せしむるものにして、一牌即ち十戶よりして納入すへき米一石、百戶よりする車十具は即ち其の租税なりしなり、然かも站戶の負擔は必らず此處に定めしより以上のものありしなるへく、站に備ふる馬匹の如きも、また之か納付に係はりしなるへし、如何となれば當時の徵税の方法は、丁税と地税とを併はせて施行したるものにして、人少くして地多き時は地税を徵し、地少くして人多き時は丁税を徵したるこゝ元史食貨志にのする所なり、更にまた絲料、包銀等の科差の法あ



りて、戸の上下によりて等を差して課税しぬ、站戸は站の維持の爲めに普通民戸を限りて之に充つるものにして、其租税負擔の額に於てもごより他の人戸ご輕重の差あるへきに非ざるは其原則なり（實は時によりて小差あるを免かれず）而して今普通民戸の丁税或は地税ご及び其他の科差ごを合して、之を站戸の負擔に比する時は、十戸米一石、百戸漢車十具の納入のみにては、到底其の權衡を保ち得へきに非ず、されは元史の此の記事は但た一時の制令を記せるものにして、もごより之を以て當時の站戸の負擔の全部ご見る可からざるや明らかなりごいふへし、而して各站に米倉を備ふへきごも規定せらるれご、これも沿ねく驛舍を通してのここにはあらざるへく、たゞ和林附近のものに止ごまりしなるへし、漢車の供給、米穀の蓄積の如きは、未だ當時の蒙古を通して實施し得へきに非ざるのみならず、實に此後十數年にして蒙古を旅行せる有名なるカルピニ Carpinii、ルブルキー等の語れる所によるも、驛舍の設備は極めて簡單にして、只た僅かに馬匹の供給を爲すに止ごまりしか如し、數日一片の食なくして馬を走らせしを記するを見るも、其不備の有様を想像するを得へきにあらずや、史元記するか如き完全なる設備に至りては遙かに後代のここに屬せざる可からず、然かも、秘史によれば此等驛傳に關する法令は極めて嚴重にして『我等より限りたる限りより短かき繩（なりとも） 缺かさは、頂によりて切り（頂を切り） 罪あるごなさん、匙ほごの幅（なりとも） 缺かさは、鼻を切り罪あるご

なさんご勅ありき」(成吉思汗實錄六百六十頁)と記せり、創規の際此の如き嚴重の制をも要せしなるへし。秘史には先きに見たるか如く處々の千戸に會して札木臣、兀刺阿臣等を出たさしめしことをいへり、札木臣は驛務を司るものにして、兀刺阿臣は『典車馬者曰兀刺阿臣』(兵志二)といふものなり、此等兩者の一は即ち元史の所謂百戸に相當するか如しと雖、實は然らずして後に世祖の時に明らかに記するか如く、兩者の外に別に百戸の官人一人をして站の行政に任せしめしか如し、而して兀刺阿臣の數は頗ふる多く站毎に二十人を置きたりと秘史には規定せり、されど之にもまた果たして實施せられしや否や、當時の旅行家の記する處に従かへはしかく多くの數にはあらずしか如し。

此の如き驛舍か如何なる距離を以て配置せられしやに就いては、當代の史料の徵すへきものなきに苦しむと雖、少なくとも馬行一日程に於て一舍或は一舍以上の驛の存したるは疑ふへからず、試ろみに邊墩紀行に就いて張德輝の記する處を見るに(張の旅は第三代貴由汗の治世丁未の年、即ち一二四七年にして窩濶台の治を去ること六年なれども、其間空位の五年に亘るものあり、驛傳の有様等は蓋し窩濶臺時代と殆んど同様なりしなるへし)ゴビ沙漠の東邊を横斷し、魚兒灤(今のタールノール)に至るの間漠中の旅行に七驛を経たりとなす、而して同じ道を有名なる丘長春の道程に見るに此間四日或は五日を費せり、もごより漠中の馬行兩者とも其の速力に於て甚たしき相違ありとも思

へす、即四五日の行程に於て七驛の存せしを知るへし、而して此間兩者の經し道は、其沿路に於て實に窩瀾台汗の時に創設せし驛舎の存せるものにして、支那との境なる野狐嶺下に起りて和林或は更に其西方に通せるものに外ならず、更に西方の有様を見るに、ルブルキーは其旅行記に於てキルギス荒原を通行せる模様を記して曰く『……吾等は頗ふる歩調を速めぬ、これ吾等の經る處既に一物の認むべきもなく、たゞ相互に一日程を離れて、使者の接待の爲めに駐在せる人即ちジャムに遭遇せるのみなればなり』(ロックヒル註ルブルキー旅行記一六〇頁)と云ひ、其他書中諸所に於て荒原以外の地にありては一日二回、三回、或は七回の多きに及びて迄も驛舎に就きて新馬を取り換へてその旅行を繼續せしことを記せり、要するに驛舎設立に便なる地或は其必要の存する地に於ては之れか配置繁く、荒原沙漠等之に不便にして且つ通行運輸等の事故多からざる所にては、其數少かりしか如し、而して相互驛舎の距離長き地にありては供給の馬匹等は頗ふる強健精銳のものなりしこと、またルブルキーの記する所なりとす。

此等蒙古領の各地を連らぬる驛傳の中樞は、之れを各汗國相互の政府に於いて司り裏海アラル海北方の地は拔都汗の治下に屬し、中亞の地は察合台汗に、エミル河城地方は窩瀾台汗に、蒙古本部、北方支那等は蒙古大汗の直轄に屬したり、實に成吉思汗崩御の前後より既に分國の形勢を確立せし蒙古領は、此等共通の事業に至りても亦各々自己

の司さる區域を別ちたるものにして、創設の際にも互に相謀りて站を繼ぎ合せたると秘史の記載せるか如し、然も此の如き相互連絡の性を有せる事業は、必らず同一の制度の下に行はれざる可からざるや明かにして、従かつて一方に於て使人行旅者等に與へたる特權は、他方に於て同様に之を享受し得ざる可からず、かゝる點に於て兩者の間に連絡を計るの方法如何なりしやについてはまた須らく注意せざる可からず、近時屢々學者によりて研究せられたる蒙古の牌なるものは、即ち一部かゝる目的の爲めに使用せられたるを見る、元史兵志站赤篇に曰く『四年五月、(窩濶台の)諭隨路官員并站赤人等、使臣無牌面文字、始給馬之驛官及元差官、皆罪之、有文字牌面、而不給驛馬者、亦論罪、若係軍情急速、及送納顔色絲線段匹鷹隼、但係御用諸物、雖無牌面文字、亦驗數應付車牛』と記せり、神道碑はまた『時諸王貴戚、皆得自起驛馬、而使臣猥多馬、則豪奪民馬、次乘之、城廓道路騷動、所至則需索百端、供饋稍緩、輒被箠撻、館人不能堪、公(耶律楚材)奏給牌割、及定飲食分例、其幣始革』と記して元史述ふる所の、楚材の意見によりて行はれたるを説けり、抑も牌といひ、牌札といひ、或は金を以て、或は銀を以て(其他あり)作れるものは、決して蒙古の創造せし處にあらず、既に遼、金等にて之を用ゐて勅合の用に供せしものにして蒙古はその故知を襲ひしものと云はざる可からず、即ち燕北錄に『銀牌有十三道上是番書朕字用金鍍……或有緊急用事、宜用此牌、帶在項下、於南北大

王處抽發兵馬、餘事即不用』と云ひ、使遼錄に『銀牌形如方響、刻番書宜速二字、使者執牌馳馬、日行數百里、牌所至、如國王親到、需索更易、無敢違者』また燕北錄に『長牌七十二道上是番書勅走馬字……每遇下五京等處、取索物色、及進南朝野味鹿茸果子、以此牌信、帶在腰間走馬、又木刻子牌七十二道……已來每生女真達韃、取要物色、抽發兵馬、即用此牌信、帶在腰間左邊走馬、其二國驗以爲信』(以上遼史拾遺による)と云へり、彼のアルメニアのハイトン王 King Haïton の弟セムバルド Sembarud の第四代蒙哥汗の庭に到るや金の paizah を送られしと見ゆ、paizah は牌子の對音にして現今尙は bai なる形を以て蒙古語中に存すといふ、而してこれやかてマルコポロの所謂 plate of authority なるものと同一のものならざる可からず、ポロの記する所によれば『此物は臣下の勳功に對して可汗より贈與するものにして、金銀の兩種あり、百人の長には銀、千人の長には獅子の頭を付せる金の牌(plate)を與ふ』と、思ふに彼の記せる金牌、銀牌は元史に散見せる金符、銀符にして獅子の頭を付せる牌といふものは支那史料に之を認むる能はず、或はその虎符ならんか元史兵志に『萬戶、千戶、百戶、分上中下、萬戶佩金虎符、符跌爲伏虎形、首爲明珠、而有三珠二珠一珠之別』と記せり、此等の符は既に太祖成吉思汗の時より孫威等以下の將士に給ひしこと屢々記載せらる、されは牌割なるものは決して驛傳の制の完備せし後蒙古に行はれしものに非ずして、夙やく成吉思汗の時代より之を用る、

以て將士の勳功を旌はし其特權を認めたるものなり、而して此牌にはマルコポロに從かへは汗の德を稱賛し其命令に從はざるものと誅戮せらるべきを記せり、一八四六年エニセイ州に發見せられたる銀符表面の蒙古語もシュミット Schmidt の説く處に從かへは同様の意味を表はせるものにして即ち *By the strength of the eternal heaven; may the name of the Khagan be holy! who pays him not reverence is to be slain, and must die!* (1) ール、マルコポロ、一卷二五三頁) と、之を蒙韃備錄に徵するに曰く『所佩金牌、第一等貴臣帶兩虎相向、曰虎鬪金牌、用漢字、曰天賜成吉思皇帝聖旨、當便宜行事、其次素金牌、曰天賜成吉思皇帝聖旨疾、又其次乃銀牌、文與前同』と、されは牌面の文字は必ずしも一定の國語を以てせず、或は漢字、或は蒙古語(蒙古語にても拔思巴文字はあり、又たウ<sup>キ</sup>グル文字なるもあり)を以てしたるか如く、後には主として拔思巴文字によりたるか如きも、尙ほ同一牌面に漢、拔兩字を併せ用うるものあるを見れば、此點に就いては嚴密なる定制はあらざりしならんか、而して牌を有せるものと個々の特權は、決して二三學者の想像するか如く此牌面に記るされしに非ず、別に之に伴なふ特許狀の如きものありて、其條項を記載したるなり『其給驛傳璽書謂之鋪馬聖旨』(元史兵志)といへる鋪馬聖旨は即ちこれにして元史に文字牌面と區別して記るせるも亦之か爲なり、アルメニアの史家はセンバルドの蒙哥に會せし顛末を記して『蒙古人は彼に與ふるに大汗親

から神の名を書きし金牌を與へぬ……更にまた彼の爲めに一種の特許狀を附與せり、これ Jarlekh と稱するものなり』云（ユール、マルコポロ卷三五二頁） Jarlekh は蒙古語 Jarlekh なるか如く元史語解に札爾拉克齊（元史卷九十九に札里赤と作るもの）を解きて書聖旨者と云ふより見れば、札爾拉克即ち Jarlekh は聖旨なる意味ならざる可からず、今も土耳其にてサルタンの命令を稱して Yarligh といふも、これまた同一の語なること明らかなり、即ち驛傳によりて程を逐ふものは牌と之に伴なふ聖旨を得て始めて驛馬により、驛站の供給を受く可かりしなり、此兩者の權利は實に絶對的のものにして、一たび此の如くにし發遣せられたる使節、旅行者は凡そ蒙古領内何つれの地、何つれの汗國たるを問はず、大汗より許可せられたる權利を行使するを得たりき、此の如きと共に、一方他の汗國よりして同様の許可を得たるものはまた同一の權利を具有するものなりき、假令は西方ウラル河邊より東方に向ふものは拔都汗國の許可を得て蒙古領の何つれの地にも驛傳を用うるを得しか如しカルピニ、ルブルキー等の如き即ち之れにして拔都の附與したる權利か如何に察合台、窩濶台各汗國及び蒙古本部の地に能く行使せられたるやを知るに足るへし、此の如きは即ち分國の蒙古領内に共通性の驛傳の存立を許るせし所以なりとす。

蒙古の漠北時代四代に亘る驛傳の有様は殆んど變遷の跡を見ず、其仔細の事に至りてはもとより之を知るを得されども、要するに極めて簡單なる組織の下に行旅の便を計り、

民の困弊を救ひたるものといふへし、而して之か利用の結果としては彼の蒙古西征軍の起るや、能く軍情をして急に相通せしめ窩濶台汗崩去の報の如きも僅つかに數月を出てすして中歐拔都の營下に達せしか如き、古今史家の恐嘆に値するものあり、加ふるにドーソン等の云へるか如く途中古來曾て絶えざりし盜賊の患除かれて、晏然漠中の旅行を遂げ得るに至り、東西文物の交渉をして完全たらしむるの基礎を定めたる如き、其係るところ實に至大なりといふへし、當時西歐の諸王と直接の交渉を生じ彼我使節の往來を見るか如きに至りしもの、一に當代驛傳の制の施行せられし賜物と見ざる可からざるなり。

吾人は茲に筆を擱きて漠北時代の驛傳考を終らんとす。

## 下 元朝の驛傳

蒙古漠北時代の驛傳は、元朝に於ける之か基礎にして、其簡單なる組織の發達は、やかつて元朝完美の制度に外ならざるなり、忽必烈汗支那に君臨してよりは、史籍の記するところもこより漠北時代茫漠の比に非すと雖、然も尙ほ制度典例等其細密を知らんとせば、また史料の空乏を嘆せざる可からず、以下述ふる處、之を漠北時代のものと合して、蒙古驛傳の一斑を知るを得んか。



元史以下、支那史籍に徴すれば、元朝以前既に蒙古に諸官制の備はれるありて、或は左右丞相の官あり、或は中書省あり、其他諸種の官名をも認むるを得と雖、實はこれ金の遺族又は漢人等か、自から其名を稱へ或は自國の官名を以て、蒙古人を稱したるものに過ぎざること、尙ほ之を他の時代同様の場合に於て認むるものと相同し、而して省部の制等もごよりいまたあらざりしなり、蒙韃備錄に「韃人襲金虜之俗、亦置領錄、尙書令、左右丞相、左右平章等官、亦置太師、元帥等……皆金虜叛臣教之」と云へど黑韃事略には「其官稱或僭國王、或權皇帝、或郡王、或宣差、諸國亡俘或曰中書丞相、或將軍、或侍郎、或宣撫運史、隨所自欲而盜其名、初無宣麻制誥之事」と云ひ徐霆また之に疏證して「韃人初未嘗有除授及請俸、韃主亦不曉官稱之義也、……亡金之太夫、混於雜役、隨於屠沽去爲黃冠、皆尙稱舊官」と云ひ、車を曳けるものゝ、尙ほ侍郎と稱するあるを記せるは、能く這般の有様を悉くせるものといふへし、されは驛站の管轄の如きに至りても、漠北時代にはもごより之を總ふるの官を置きたるか如きことあらざりしなるべく、たゞ便宜所在の達魯花赤（知事）の處理せし處なるへし（百戸一人のことは前述の如し）元朝に至りて漸次官制の定まるや、驛站は先つ中書省兵部の司さる所と定めしか、至元七年に至りて、諸站都統領使司を置きて之に改屬せしめぬ、都統領使司は至元十年通政院と改名し、大都即ち北京と上都との兩院に別れ更に二十九年江南にも分院を生ずるに

至りぬ、然るに武宗の至大四年に至りて、通政院官の怠慢事を治せざるよりして、中書省の議によりまた兵部の所轄に歸しぬ、元典章兵部典章に、中書省の議をのせて曰く『站赤在前屬兵部管來、通政院官不用心拯治上頭、站赤喉生受有』如今體交通政院管、交兵部管者麼道』と、此ことは元史にも之をのせて『四年三月省臣言、始者站赤隸兵部、後屬通政院、今通政院怠於整治、站赤消乏、依舊命兵部領之』といへり、かくて兵部の所轄に歸するや通政院は一たひは廢滅せられしも、同年閏七月復た之を立てて蒙古の站赤を領せしめぬ史（元史站赤篇）更に仁宗の延祐七年に至りてはまた世祖の昔に復歸して、蒙古及び漢人の站を以て悉く通政院に屬せしめたりき（元志百官志、兵志）。

驛傳の統屬を兵部に司りしころよりして、隨路に總站官なるものありて、管内驛站のここを總へしめしか、至元七年正月に至りて之を廢し、たゞ隨路の總管府内に官三員（元史によれば二員）を置きて此事に當らしめ、州縣の驛々にはまた頭目二名を置きて驛務をすへ相統率するを定めぬ、而して各站戶の行政は從前の如く別に百戶の官人ありて之を處理せしものにして、世祖の至二十八年六月に大都上都の間の驛站の站官頭目を規定せし外に、また『站戶及百者、設百戶一名』（元史站赤篇）と記せり、實に站戶の行政と驛務とは、其所轄判然として相別れたるものにして（之か總括は等しく通政院にありとするも）決して驛站の官人か站戶の行政に攜はるものにあらざりしなり、至元十一年十

一年十月に隨所の站赤は、總管府に直隸し、站戶家屬は元籍の州縣官をして領せしむるを令し、同二十八年七月の詔には『詔各路府州縣達魯花赤長官、依軍戶例兼管站赤、奧魯非奉通政院明文、不得擅科差』（元史站赤篇）といへり、奧魯は欽定元史詁解に奧魯赤を解きて司缺人也といひ、シュミットの蒙古語辭書には

Stallverreiter

といへ

は、本官の代理として直接民政に參與するものならんか、『元史新編には「奧魯者、軍出征、戌基家在鄉里、曰奧魯也」といへり』更に元典章によれば至大元年正月初九日の條に、各處の站赤は、達魯花赤の長官をして提調せしむべきをいひ、また皇慶元年正月にも、再たひ之を規定し、更に仔細に亘りて曰く『各路府州窩遠去處、合從附近、或所在一州一縣達魯花赤長官提調、各當盡心整治、常要頭匹肥壯、車缸修整、走遞均平、一切所須物色完備、撫治站戶獲安、偷致逃竄、例斷必致、罪及提調官吏云々』と、至大四年八月に至りては路府州縣の提調正官なるものを選用して、從來の達魯花赤に代らしめしか、之も延祐七年十一月に至りて、再たひ達魯花赤の任に復しめ、以上はもとより大體の記述に止まり、站官の員數等微細の點に至りては、煩を恐れて省略に従かへり、たゞ驛務の執掌に關して注意すべきものは、已述各驛の札木臣、兀刺阿臣の外（支那史籍には此等の名は種々の形を以て現はる或は站官と稱するものゝ中にふくませ、或は驛令、提領といひ、或は頭目、攢典等といひ、終始一ならず）脱脫禾孫なるものなりとす、元史站赤篇に『又置脱脫禾孫於關會之地、次司辨詰』と云へり、諸方往來の官人使節の

間、其行旅を便にせんか爲に、規定せられたる特權以外に種々の利便を得んごし、或は馬匹の數を増し、或は糧食の額を貪ほり、甚たしきに至りては牌面文字を所持せず、或は正式の手續を経ずして驛傳によるものある等の弊害頻々として生しぬ、茲に於てか、關會樞要の地に脱脫禾孫を置きて、行旅者の違令なきやを檢閲するの任に當らしめぬ、而して脱脫禾孫は他の驛站諸官の變改數次の間、獨り終始一貫之を存置したるものにして、屢々制して其盤問を怠るなからしめき、而して關會の地時に脱脫禾孫を缺く時は、總管府をして代りて之を辨詰せしめしこと、世祖の至元九年八月の制に記する所なり。

使臣の往來に關しては、附與せられたる文字牌面によりて、各々相當の支給を受け、其行を續くること漠北の當時と異ならずと雖、其間また沿革の尋つぬへきもの存す、世祖の至元八年正月中書省の議に曰く『舖馬筭子、初用蒙古字、各處站赤、未能盡識、宜繪畫馬匹數目、以省印覆之、庶無疑惑』(元史兵志)と、よりて命じて、今より後給與する馬匹の數を標附して中書省の印を鈐し、一方之を使人に給すると共に、他方之を記録保存することとなせり、もごより使臣は獨り朝廷より之を發するのみならず、各路の諸司よりして朝廷に致すものもあるを以て、之に鋪馬聖旨を給與し、以て使人の發送に便ならしめぬ、されど中央と地方とを問はず、各衙門の擅まくに筭子を發して使臣を往來せしむるは固く禁止せられたる處にして、只た給與せられたる筭子の外は之を用うるを

許されざりき、されは同一の官衙にても事件の多少によりて、時に従かひて其給與の筋子の數を増減したりしなり、使節の往來に關しては各站赤より一々か報告を徴したるものにして、元典章によれば『一、使臣經過起數、仰總府取會、每季不過次月始十日已裏申部、仍開使臣姓名并鋪馬數目、賚擊是何官司起馬筋子、來往某處、勾當公事』(兵部典章)と云へり。

使臣往來の中、民力を疲弊せざらしめんか爲めには頗ふる意を致したるものにして、或は使臣をして站戸内に休息せしめざらんことし、或は糧食草料等を站戸より徵發するを嚴禁する等のこと一再ならず、兵部典章貞元六年六月の條に『往來使臣、於館驛内安下者、官員民戸等房子裏、休安下者』といへるものと如し、而して驛路によりて軍馬を往來せしむる時の如きも、民苦なからしめんか爲めに、特に六七十里毎に水草に富める地を撰ひて茲に營盤を設け、官員をして之に駐在せしめて、諸般の給與に従事せしむるか如きに至りぬ(同上)、使臣の往來もこより其使命に於て緊急を要するものと然らざるごあり、其の緩慢の要務のものに至りては、途中自つから怠りて停住遅延し、而して後に及びて驛馬を疾走せしめて之を償はんごし、爲めに馬匹を倒斃せしむるか如きこと往々にして存し、站戸の苦痛甚たしきものあるや、至元十年九月、終に鋪馬札の上に緊慢の文字を記して、緩慢に屬するものは日に三站を越えて行く能はずごし、站官は其札子

の文字によりて、或は其日の程を止さまらしめ、或は數に應じて肥壯の良馬を附與して直たちに程を續けしむるの方法に出づるに至りぬ、(同上) 此の如きは之か二三の例にすぎず、凡そ民力擁護の手段に至りては用意の周到なる盡くせりといふへし、然も尙ほ使臣の横暴は禁す可からず、飲食、馬匹の掠奪、甚たしきに至りては使臣の威に乘して人家に入りて其家族を凌辱する等のこともありき。

使臣に給與する牌面にして、之を漠北時代に認めざるもの二あり、海青牌及び金字圓符といふもの即ち之れなり、マルコ・ポロの記する處を見るに『至大なる諸王にはまた鷹 (Gertalcon) を畫ける牌を與ふ、此の如きは諸王の極めて大なるものに限きりて附與せらるるものにして、これによりてその絶對の權力を認めらるものなりとす、故に此牌を所持せるものにして使節を發せんこそは、その何つれの地たるを問はず、馬匹以下所要の物資を誰人に徴するも妨くるなし、實に諸王と雖之か給與を拒む可からざるなり』と(ユール、マルコ・ポロ一卷三五頁) ユートルはこれに註して彼以外かゝる鷹を付せる牌を語るものを見すといへり、然れども海青牌なるものは、まさに茲にいへる鷹牌ならざる可からず、草木子に『海東青鶻之至俊者也出女眞』と云ひ、契丹國志に『女眞東北、與五國爲鄰、五國之東隣出名鷹、自東海來者、謂之海東青』と記せるものは、即ち茲に所謂海青にして、實に輟耕錄には『海青羽中虎、燕燕能制之』なる詩をのせて海青

は俊禽也といへり、只た支那史料には此牌かマルコポロの記せるか如き至大の特權を有するものなるを特に規定せるを見ず、されど此牌を所持せるものに許されし次第を求むるに、兵部典章至元五年二月初十日の條に、各使節は各管官司の發する割子の數目以外に馬匹等を受くる能はざるを規定して『各處脫脫禾孫、好生的盤問無鋪馬割子並無海青牌面騎鋪馬人等者、若無却將海青牌并割子并割子人盤問不着、放回去何、脫脫禾孫有有罪』といへり、即ち海青牌を持てるものは割子なくとも鋪馬を起し得たりしを知る、また至元十七年二月の詔に、海青牌を持てる使臣は、他のものと用ゆへからざる江淮諸所の水站を用ゐ得るを云へり（元史兵志）即ちマルコポロの記する處と能く合一するものなるを知る、かゝる牌にして若しその給與の數を多くせんか、弊害の生ずる處極まりなかるへし、されは之れか給與に至りては、深く意を用ゐたるなるへく、ポロは之れを諸大王に與へたりといふと雖、元史などにては、それすら認むる能はず、使臣の外は之を受けしを記するなし、果してポロの言の如しとするも其數は極めて少數なりしを疑はざるなり、然れども特に此牌を設けし所以に至りては彼の記るす外また別に故あり、末節急遞鋪を述ふるに當りて之を明らかにせんこと、金字圓符なるものは或は元朝以前既に存したるに非ずやとも思はるれども、當時之を行使したるものあらざるを以て暫らく世祖の時に設けられたるものなりと見んとす、元史站赤篇に『遇軍務之急、則又

以金字圓符爲信、銀字者次之』と記し、仁宗の皇慶二年の條には『六月中書省言、典瑞監（世祖の時に始めて置きたるものにとて、寶璽、金銀符を司とる官なり）掌金字圓牌及鋪馬聖旨三百餘道、至大四年元聖旨、皆納之于翰林院、以金字圓符不敷、增置五十面、蓋圓牌遣使、初爲軍情大事而設、不宜濫給、自今求給牌面、不經中書省樞密院者、宜勿與、從之』といへり、即ち金字圓符の設けは、軍事緊急の要務を果たさんか爲にして、通常驛傳によるものと頗る其性質を異にせり、さきに至元十年九月の典章によりて、事の緊急緩慢に屬するものを相別ち、劄子に字號して使人の怠慢を防かんせしを見しか、茲に定むる處を以て考ふれば、其緊急といふものもまた蓋し軍事以外の事に屬するもの、或は同様軍事に關するも、其間また緩急の差の存せしものなること明らかなりといふへし、要するにこれ緊急寸時も忽かせにすへからざるものなれば、之に附隨する特權も、假令史に明記する處なしと雖、他の諸牌のものに比じて、頗るまさされるものありしや疑ふ可からず、されはこそ軍務緊急の使人にあらざるものも之を得んとして、終には其不足を生じ、這般中書省の議あるに至りしか如し。

站戸は普通民戸と殊なることなく、各自その生業を營み何等驛務と直接の關係あるものにあらず、従かつてその管轄も普通行政官吏の下にありしこと既述の如し、只た站戸に充てられしものは、該驛站所要の物資の供給に任するものにして、或は一定の馬匹を納め、また之を養なふ等の義務あるものとす、世祖の至元年中（年次不明）の制を見る



に『四戸養馬一匹』(兵部典章)と云ひ、至元五年八月の詔に『站戸貧富不等、毎戸限四頃、除免稅石、以供鋪馬祇鷹、已上地畝全納地稅(元史兵志)』又た十九年四月に『南方驗田量、及七十石者、准富站馬一疋(同上)』又た二十五年二月に『南方站戸、糧以七十石、出馬一疋(同上)』と定めたり、之れやかて站戸の租稅にして(此外種々の科差ありき)もごより時と處とによりて區別變遷ありと雖、要するに驛馬の供給と飼育とは、其負擔に歸すへかりしなり、然も注意すべきは此等の站戸は只かくて馬匹を納め、またその飼養に従事するのみならず之か倒死するか如きことある時は、更に自から購求して之を償さる可からざりしなり、されは此點に於ける站戸の苦痛は決して少々にあらずりき則ち『若有倒死又索補買、一歲之間所費甚重』といひて站赤の常に站戸の苦惱を察し、苟くも亡狀ある可からざるを宣しぬ(兵部典章)此の如くにして民の馬匹を補買するや往々一時の苦痛を逃れんとして價の廉なるものを求め、爲に直ちに倒死するか如きことあるを以て、之か爲に『今後站戸如遇買馬、仰本管先行相視過、然後立契成交、須要根買年小肥壯無病耐騎坐者、無得聽從站戸、止圖價少、濫買年老有病疲弱馬匹、目下雖些少馬價、不久倒乏』(兵部典章至元年中)と宣するに至れり。

驛站所屬の馬匹の飼養は一に上述站戸の務めに屬るか如しと雖、更にまた諸站附屬の牧馬草地なるものありて、站戸の負擔以外、別に飼育のことに當りしか如し、即ち兵部

典章（至元年中）に『諸站元有牧馬草地、仰管民官與本站官打量見數、挿立標竿、明示界畔、無得相互侵亂、亦不得挾勢冒占民田』と、此草地はもとより站戸の所有以外のものにして、従かつて茲に牧する馬匹は站戸の飼育以外のものならざる可からず、果して然らば站戸の馬匹飼養と、驛站自つからの飼養との間如何なる關係の存したりしや、吾人は茲に試みにマルコポロの記する所を引きて、這般の消息を解せんすと、曰く『此等幾多の馬匹は皇帝の財政と相關するることなし、如何となれば驛站附近の各市町村は其堪え得る限り多數の馬匹を調べて之を驛站到納付せざる可からされはなり、此の如くにして但た附近に人跡なき地に於ける驛站のみ、皇帝の費用を以て之を組織するものとす而して假令一驛四百匹の馬匹といふとも、之か悉く常に驛内にとくまるにはあらず、其半數は去りて草地に就き、一ヶ月毎に相交替して使用せらるるものとす』（ユール、マルコポロ一卷四三七頁）と、茲に記せる驛内馬匹半數の休養なるものは即ち典章にはゆるる驛站附屬の草地に於て行はるるものにあらざるなきや、日々使用に供せる半數は附近站戸につきて、之を養はしめて順次使人の用に供し、休養せる半數を以て驛站所屬の草地に置き、月を隔てて相交替せしめしにはあらざるか。

驛務の繁閑もこより計るへからず、されは時により所に従かひ其費用の如きも亦常に變遷あるへきや勿論なり、而して站の費用の多くは站戸の支辨に係はるへきこと前述の

如くなれば、驛站所屬の站戸亦時に増減なかる可からざるなり、されは屢々制して其實況を徴し、站戸の加減宜しきに從はんことを勉めぬ、例令は『至元十八年閏八月詔……驗其閑劇、量増站戸』(元史兵志)と記せるか如し、此の如きもの屢々にして常にその整治に從事したりと雖、さきにも云へるか如く站官の横暴なる時に站戸の差役を重賦して私利を計るあり、或は使臣の暴狀制し難きこと等ありて、站戸をして窮境に陥らしめ、終に所謂逃戸を生じ、爲めに驛站の維持をして困難に陥らしむるか如きことあるに至りぬ、されは之を防かんか爲には屢々令して站官を戒むること共に、一方站戸を賑恤し其損害を償ふか如き方法をとりぬ。

僧道、儒士等は當時もなほ租税の負擔を免除せられしものにして、従かつて站戸内にあるものと雖此等は一切其科差を荷なふものにあらざりき、されは時に狡猾なるものも自から之に份して其責めを逃かれんとするものあり、元典章には沈楊善なるものゝ道士の裝ほひをなして站戸の科差を逃かれんとせし實例をのせ、(兵部典章)且つ僧、道等凡そ出家せんとするものは、必らず其家族に男子多くして一家の租税の負擔に勝え、又その父母を養なひ得る家庭のものならざる可からすと定めたり。

此の如くにして驛站所要の馬匹以下諸費用は站戸の負擔に歸せしと雖、其總へてを以て之に負はしめたるにはあらず、站戸より徴收すること共に、政府自からも之を辨じたる

こと元史食貨志等に詳らかなり、只た其額に於て變遷を生せしはもごより當然のことなるのみ、要するに站戸民力の如何を視て、其負擔を定めたるのみ。

元朝驛傳の制大略上の如し、漠北時代既存の制度を踏襲して、更に秩序を正し、組織を密にしたるにすぎず、唯一箇之を前代に認む可からずして而して極めて重要なものの新らたに設立せられたるあり、元制中に有名なる急遞鋪（至元九年通遠鋪と改名す）なるもの即ち之なり、此法たるや其輕快の速力に於て實に古來未だ存せざる處にして、永く之を明代に傳へて國家至要の具と見らるゝに至りぬ、今少しく之に就いて記述する所あらんことす。

元史兵志に曰く『世祖時、自燕京至開平府、復自開平府至京兆、始驗地理遠近人數多寡、立急遞站鋪、每十里十五里二十五里、則設一鋪、於各州縣所管民戶及漏籍戶內、僉起鋪兵』と、既に驛傳の制至る處に設けられて、其軍務の急に關するもの、或は軍務に非ずとするも緊急の時務に關するものには、各々使人早達の方法を設けたること前述の如し、而して今更にまた急遞鋪を置く所以のものに至りては、思ふに上都は當時漠北の咽喉に當り、京兆は西方の要鎮に屬し、邊務整理のことに關して帝都との間に音信の急を要するもの、數の多きもの他の比に非りしによるものならむ。

急遞鋪によれる傳達の有様を見るに、書信の鋪に到るや鋪司は直ちに之を受けて、其

名件、鋪了到鋪の時刻及び傳遞人の姓名を記録し、傳遞の書を以て更に該鋪の走丁に給し、軟絹の包袱を以て之を裹み、油絹を以て捲縛し、更に板にて挟ましめ、鋪兵出發の時間を録して直ちに次の遞鋪に向つて走らしむ、漸次此の如くにして終に其使命を達するものなり、ポロは極めて巧みに此に此有様を記して曰く『カンパリックより發する皇帝の使者は如何なる道筋に向ふも二十五哩毎に一驛站に遭遇すへし、これ彼等の Yamb 稱するものなり……更に此等の驛站の間、三哩毎にまた皇帝の命によりて設けられたる小驛舎あり、周圍には約四十の人家ありて、飛脚の役に當るもの茲に住す、彼等は各々幅廣き帯を着け多くの鈴を之に附し、鋪間三里の程を走るや遠隔の地より其音を聽くを得へし、かくて次の鋪站に至れば、同様の装はひをなせるものすてに其到着をまち、前者の携さふるものを受け、且つ茲に駐在して事務を處理せる鋪司より證符を得て新らたに途に上り、かくて更に三哩の間を疾驅して次鋪に達し同様の手續きを行ふ、此の如くにして各三哩を隔てて相互に信書を遞送するものごす』(ユール、マルコポロ、一卷四三五頁)と、またオドリク Friar Odoric の支那紀行によれば(彼の支那旅行は文宗至順元年の頃に相當す)『飛脚の役に當るものは常に chidebeo と稱する一定の驛舎に住して多くの鈴を着けたる帯を纏へり、此等の驛舎は約三哩の距離を以て相建てり、飛脚の驛舎に近づきて其纏附せる鈴を高く鳴らすや、此處にまてるものは蒼皇用意を整へ、前者の信

書を得るや否や直ちに次の驛に向ひて疾走す、此の如くにして音信は終に大汗の許に達し、全帝國のことは漸時の間に一として大汗の聞知せざるものあらざるなきに至る』と（ユール、カテイ、一卷一三九頁）茲に言へる *Ordebeo* は此後百年にして至れるロフ王 *Shah Rokh* の使者の記せる *Kidifu* と同一のものにして、ユール氏等は大に其エチモロヂーに苦しめりと雖、もごよりこれ急遞鋪の音を寫せるものに外ならざるなり、此かる有様は元史にも同様に『鋪卒皆腰革帶、懸鈴、持鎗、挾雨衣、賚文書以行、夜則持炬火、道狹則車馬者、負荷者、聞鈴避諸旁、夜亦以驚虎狼也、響所及之鋪、則鋪人出以俟其至、囊板以守文書、不破碎、……漆絹以禦雨雪、不使濡濕之、及各鋪得之、則又展轉遞去』と記せり（兵志）用意頗ふる周到なりといふへし、此の如くにして走れる鋪卒は一晝夜行くこと四百里と規定せられたり、元典章に『諸衙門轉遞字、既有走遞程限、晝夜行四百里、各虞提調官、送少壯人丁應役、毋令老幼不堪之人充應』と云ひ、また『轉遞匣子内文字、一晝夜須行四百里、其餘文字、發緊既無繁文轉遞、亦多省力、一晝夜擬行四百里、違者提點急遞鋪官、依例斷罪、（兵部典章雜例）』と云へり、匣子内文字とは邊關急速の公事に係はるものに限り、特に信書を匣子の中に入れて遞送せしめ、他の信書と區別したるものをいふ、此匣子は各鋪司一々開きて損壞等の有無を検すべきを令せるを以て、之を他の書信に比するときは其傳達に要する時間多かりしか如し、これ典章に其餘

文字發緊既無繁文云々といへる所以なりとす、ポロは『此の如くにして帝は……十日路の地よりして僅に一晝夜の時間を以て其消息を知るを得たり、實に秋期に至りては今朝大都にて収集したる菓物の、翌夕、十日路を隔つる上都に達すると屢々なりき』と云へり。此等急遞鋪は普通の驛路の外に別に道路を撰ひしには非ずしてポロ（オドリクも亦同じ）等の言へるか如く、各驛站の間に鋪を挿置したるものにすぎざるなり、而して世祖の時にはかく燕都と上都との間、上都と京兆との間に設置せられしに止まりしも後年に至りては諸路に之を設けたるか如く、江淮の急遞鋪の名は元史兵志に見え、抗州路、遠州路等、江西のものは元典章新集に之を認むるを得。

上述急遞鋪卒はたゞ歩卒を以て之に充てたるか如く、元典章、元史以下他の史籍の一も騎者の之に任せしを語るものあらず、殊にオドリクの如きは特に騎者の使節と區別して急遞鋪の名を擧げたりと雖、只た一箇解すへからざるものはマルコポロの記する處なりとす、彼は普通の驛傳を述べ次いで急遞鋪を語り、更に記して曰く『尙ほ語るべきは此等の驛舍（急遞鋪驛なり）に同様に鈴を懸けたる人ありて、諸州の知事に至急に使節を派遣せんとする要ある時、或は諸王の背叛せるを報せんとするか如き場合に用ゐらるゝものあり、彼等は一晝夜各々能く二百哩乃至二百五十哩の道程を走るを得、其有様を記せんに彼等は此等驛舍より、常に装具せる強健疾驅に堪ゆる馬をこり、其全力を擧げて馳驅せ

しむ、次の驛舎にては其鈴聲を聞くときは、同様に装はへるもの直たちに馬を整へて之を待ち、書信以下前者の携さふるものを受くるや否や次の驛に向つて疾走す、此の如くにして驛毎に馬ご人ごを更へ其速力を盡くして路程を逐ふものにして、其疾きこと驚嘆の外あらざるなり、(夜間は人の先驅して炬火を點し、道を照らさざる可からざるを以て其速力晝間の如くならず)……かゝる役務に従事するものは、腹部、腰部、頭部等を堅く布片を以て縛するに非されは到底之に堪ゆる能はざるなり、彼等は各々青海牌を携さへ以て緊急至要なる役務に従事するを示す、故にもしその馬匹の倒死し、或はその他の不幸に遭遇することあるときは、路上相逢ふものは必らずその馬を下りて之を使人に供し、決して拒絶するか如きことあるへからず、これ彼等が常に輕快なる新馬を携さへ得る所以なりとす』と即ち急遞鋪に屬する騎馬の使者あるをこけり、(ユール、マルコポロ一卷四三六頁)之と殆んど同様の記事にして、但た急遞鋪驛の代りに普通の驛站を以てし、また鈴をかくる代りに驛附近に至りて角笛を吹くことなるものは、オドリクの記する處にして、其速力の如きは實に一晝夜の間三十日路を疾走すと云へり、此等兩者の記する處は果して之を如何に見るべきや、思ふにポロの誤まり傳ふる處にして、此の如きは先きにいひし軍務緊急に屬する使人の每驛新馬を得て其行程を急きしものに外ならざるへし、もし然らすとせば元典章、元史等に規定せる軍務緊急の使節の騎行するもの



の必要を見る能はされはなり、各急遞鋪驛に存せしこいへる馬匹は各驛站に存せしこの誤と見ざる可からず、吾人は寧ろオドリクの記事を以て正鴻を得たるものなりとこし、之を以て元史等の記載せる緊急使節を寫せるものなりと見んとす、而して其角笛を吹くこいふものも、急遞鋪卒の鈴をかくることに思ひ合はすれば、またかゝる用意は有り得へきことにして、彼の目撃して記せるところは、偶々元史等の脱漏を補なふに足るものこいふへし、ポロの騎者も亦た鈴をかくるこいふものもこより誤なるへし、何とされは鈴を鳴らす所以のものは次驛に於て使人の準備を爲さしめんとするに外ならざるを以て、騎者も歩卒も共に鈴を用ゐるこせは、之を聞ける驛にては騎歩、何つれの使節を用意すへきやを知る能はされはなり、只たポロの記する所にして重んずへきは、此等の使臣の青海牌を所持せることなりとす、此牌は前述の如く殊別の特權を有するものなれば、軍務の寸時も忽かせにすへからざる使命に至りては、其中途不慮の災の起りて爲めに使命の延達せんことを恐れて、隨意徵發をゆるせる此牌を附與したるものなるへし、されはこれさきの金字圓符なるものより更に一層の急と、樞密とを要する使節の携さふ處にして、後者の如く驛吏の其割子を驗し、數目を合するか如き餘裕の存するものにあらず、只た牌子のみを示して其他の手續一切を省略したるものならざる可からず、緊急此の如きに對して彼の羽中虎こいひ、至俊者こいへる海東青を附せる牌を帶はしむるものまた

當れりといふへし。

以上はたゞ驛傳中の馬、步站の兩者に止まる、元制尙ほ此等の外に水站あり、牛站あり、更に遼東の地に至りては狗站の存するあり、各々貨物の運送に任じ、行旅の便に備へしと雖、今悉く省略に従かへり。

塞北和林の地一たひ蒙古驛傳の中心となりてより、四方の使節行旅各々其文明を携へて此地に集まり、張幕野營の間巍々たる宮殿の聳ゆるか如きに至り、燕京、上都の天地また西歐の人を迎へて其盛を世界に傳へしめしもの、もごより行旅安易の制を施ふるに待つこと多し、而して國家一朝事あるに當りてや、通報應酬早きこと電の如く、施計能く機を過まつなきに至りしもの誠に這般制度の完備によるといふへし、記述もごより詳細に入らずと雖、また以て其一端を窺ふを得んか。

### 附。蒙古和林と支那との驛路

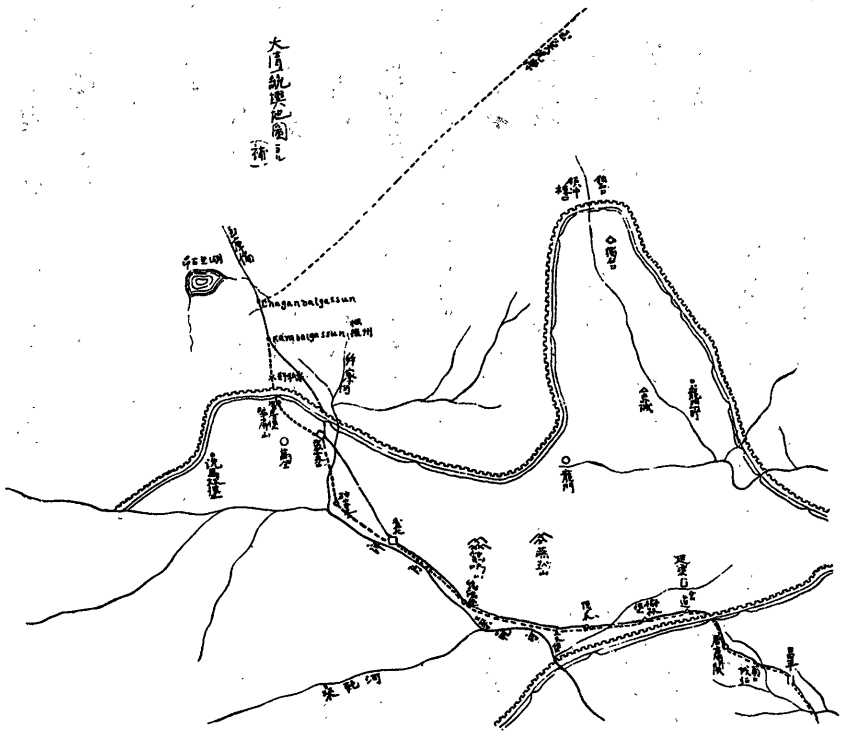
一二三五年、和林と支那の境との間に三十七驛を設けたること先きに述べたるか如し、而して此驛路は現今支那本部と蒙古とを連らぬるものと大に異なるものあるか如きを以て、特に茲に附記せん。

太宗窩濶台の時代西記一二三五年に、其首都和林カラコユムと支那との間に設置せられたる驛路の何れの地を通過したるものなるやに至りては、史の之を記するものなし、されど驛路は元來使人往來の爲めに設けられたること既述の如くなれば、之か設置の年即ち一二三五年以後、之に近き年に於て支那より和林方面に至りし官人の行路を研究し、更に之を其前後の有様に徴するに於て、ほとその正鴻を失はざるを得んか、今張德輝の邊墩紀行によりて先づ之を求めんとす、蓋し德輝は一二四七年丁未の年、忽必烈（世祖）の潜邸に招かれて、支那より漠北の地に至りしものにして、その潜邸の何れの地なるやは明らかかに定めかたきも、唐古河即ち Tang-ho 河の西方にして、和林の附近を通過して至りしところは彼の明記する處なり、今先づ茲にその原文を引かんか、居旬日（燕京に居ること）而行、北過雙塔堡、新店驛、入南口、度居庸關、出關之北口、則西行經榆林驛、雷家店、及於懷來縣、縣之東有橋、橫木、而上下皆石、橋之西有居人聚落、而縣郭蕪沒、西過鷄鳴山之陽、有邸店、曰平輿、其巔建僧舍焉、循山之西而北、沿桑乾河以上、河有石橋、由橋而西乃德興府道也、北過一邸、曰定防水、經石梯子、至宣德州、復西北行、過沙嶺子口及宣平縣驛、出得勝口、抵扼胡嶺下、有驛曰孛落、自是以北諸驛、皆蒙古部族所分主也、每驛各以主者之名名之、由嶺而上、則東北向……非復中原之風土、尋過撫州、惟荒城在焉、北入昌州、居民僅百戶……州之東有鹽池、周廣可百里、土人謂之狗泊、

以其形似故也、州之北行百餘里、有故壘隱然、連亘山谷、壘南有小廢城、問之居者云、此前朝所築堡障也、城有成者之所居、自堡障行四驛、始入沙陀……凡經六驛而出陀、復西北行一驛、過魚兒泊、……自泊之西北行四驛、有長城頽址……亦前朝所築之外堡也、自外堡行一十五驛抵一河、深廣約什濇沱之三、北語云翁陸連、漢言驢駒河也、……河之北有大山、曰窟速吾、漢言黑山也、自黑山之陽西南行九驛、復臨一河、深廣加翁陸連三之一、北語云渾獨刺、漢言兔兒也、遵河而西行一驛、有契丹所築故城、……自是水北流矣、由故城而西北行三驛、過畢里紇都、乃弓匠積養之地、又經一驛、過大澤、泊周廣六七十里、水極澄澈、北語謂吾悞竭腦兒、自泊之南而西、分道入和林城、相去約百餘里』  
こ、これを大清一統輿圖に見るに、燕京を出てより宣化府に至る迄は現今北京より庫倫に至る道と全く相合するものにして、少しも疑點の存するものなし、即ち桑乾河に沿うて上ると云ふものは桑乾河の上流（支流）洋河にして、宣德府の今の宣化府なることは明かなり、歴代地理沿革表にも『唐曰武州、遼爲歸化州……屬雲中府、金天眷初改宣德州、屬大同府、大定七年又改宣化州、八年改曰宣德州、治宣德、……元中統四年改宣德州、隸上都路……明洪武二十五年稱宣府、……在雲州所東五百五十里境外』と記せり、現今の道路は茲より直ちに張家口に向ふと雖、德輝の道は尙ほ西方によりて河に沿ひたるものなること、砂嶺子に出てたりと云ふを以て知るを得べく、此地は圖示せるか

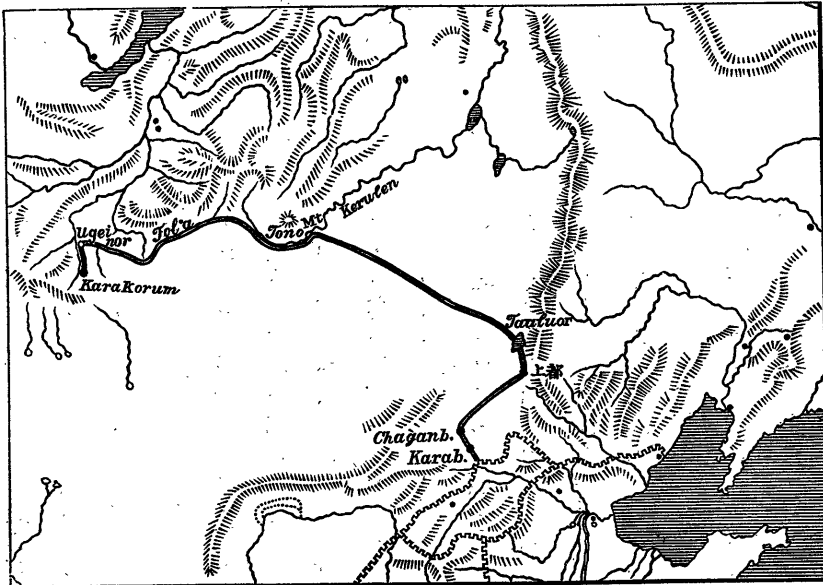
如く拜察河の洋河に注ぐ地の東方にあり、得勝口の何つれの地たるやは明らかならず。雖も、之を出て直ちに扼胡嶺即ち野狐嶺に出てたりと云へば、或は今の膳房堡にはあらざるなきや、これさきに長春真人が彼と同一しく宣德府を経て野狐嶺を通過し、北行したる間に膳房堡の關口翠峯口に宿して、其翌日野狐嶺を度るといふより見るも、亦現今の道路の翠峯口の東隣なる張家口を出づるものか野狐嶺を通過せざるより見るも、誤らざる所ならんか（翠峯口は方輿記要にも翠峯山口として『在渾原州南』といへり）野狐嶺は能く知らるゝ處にして、方輿記要によれば、在萬全縣東北といひ、口北三廳志には膳房堡の北方五里なりといふ、撫州は今蒙古にて Karabalgassun と云ひ張家口より庫倫に至る途上殆んど三十哩の處にありて『撫州金置、元爲興和路、明廢、故城今在張家口外、鑲黃旗牧廠西南』と記せり、昌州は、バラヂウス Palladius の Chaganbalgassun と比定する處にして、恐くは誤りなかるへし、德輝は茲に州之北行百餘里といへども、此地より北行せしものは見る可からず、これ此方向を保ちて沙陀を出て西北行して一驛を經、魚兒灤に至るとなすも、魚兒泊の位置は撫州昌州よりまさに東北にあたり、こゝより北行しては泊に出づる能はされはなり、されは沙漠中をも大體に於て東北の方向をこりしものと認むべく、實に長春真人は此地より東北行せしことを云へり、魚兒泊は金史地理志に『柔遠縣有大魚灤』といふものにして、元史太祖本紀に魚兒灤といひ、

同史特薛禪傳に答兒海子と云ひて、上都の東北三百里と記せり、ブルツェルス Przewalsky 等の親しく踏査したる地にして、東經百十七度、北緯四十三度に位し、今蒙古に Tsalnor と稱するものなり (Dalai-nor とも記るるるところあれと誤れりとはプレットシヤ ナイデル Bretschneider の云ふ處なり) Tsalnor よりはまた沙漠を斷ちて窟速吾即ち黒山に出でたるものにして、黒山はバラヂウスの言へるか如く今の Tonno 山に外ならざるへし、これ德輝記載の光景とバラヂウスの目撃せる地形とが、仔細に相合するを見ても知るを得へし、されは德輝の横斷せし沙漠中の道は、大體に於て西西北の方向を取りしものにして、彼か自泊之西北行と云へるのみにては、頗ふる解釋に苦しむ所なれども、上述の理由よりして之を信せざる可からず、此黒山の地よりしては翕陸連即ち Kerülen 河に沿ひて渾獨刺に出でぬ、渾は Hun にして蒙語に濁れる意味を云ひ、獨刺は即ち今の Tola 河なり、此河に沿ひて之か北に迂回する地より西北行四驛にして吾悞塌腦兒即ち Ugeinor に出でたり、此地より彼は西行したるか、和林に入るには茲に道を分つべく、相去ること(南に)百餘里なりといへり、以上は即ち蒙古の招きに應じて、張德輝か支那より北向したる道筋にして、ここに窩濶台時代に設けたる驛路なりと云はんとする所なり、之を長春の行路と比するに、魚兒灤即ち Tsalnor に至るの間は殆んど全たく之に合するを知る、只張德輝は桑乾河の上流に沿ひて北行し『由橋而西、乃德興府道也、北



過一邸……』と云ひて德興府  
 即ち今の保安州には至らさり  
 し如きも、長春は五月師至德  
 興と記して茲より書を燕京に  
 送りたると見ゆ、されど德興  
 に至るものは直路には非ざる  
 か如く、長春は茲に暫らく休  
 息する爲めに、特に道を曲げ  
 しものならん、また昌州のこ  
 こは記せされども、撫州をす  
 きて東北蓋里泊に至り、其南  
 に鹽池あるを云ふものは、德  
 輝の州の東に鹽池ありといふ  
 ものなるへく、兩者の行路全  
 く符節を合するか如し、然も  
 Tash-nor 以北の道に至りては、

長春は北方幹赤斤の居を指せしを以て、沙漠を横斷せし德輝の道とは異れども Kern-  
 len 河を下りて Tola 河畔を經 Ugeinor 邊  
 に至る迄の道は、プレットシツナイデルの考  
 證せるか如く、また能く相合するを見る、  
 而して兩者ともに蒙古の招請によりて北  
 向せるものなれば、此等の人々の通過する  
 最も普通の道は、支那より魚兒泊に至るの  
 間、及び黒山より吾悞竭腦兒に達するの間  
 共、に兩者の經たる所のものなるへし、而  
 して魚兒泊より黒山に出る普通の道も、も  
 こよりまた德輝の經たる所のものなるへき  
 や論なきのみ、果して然らば德輝經由の道  
 は、支那と蒙古の都を通する公道なるこ  
 とも、曾て長春か經過せる時に、野狐嶺  
 以北撫州に至る迄人煙を見すこ云ひ、また





沙陀中にて人も人を見すこなし、魚兒濼に至りて始めて人煙を認むと記せし道を、彼は明かに住民驛舎あるを云ひて『野狐嶺以北諸驛、皆蒙古部族所分主也、每驛各以主者之名名之』と記し、また漢中にも驛の存したるを記するより見れば、之を窩濶台時代一二三五年に設けられたる驛路なりといふも、或は誤なからんか、もこより燕都と上都との間の如きは、世祖時代に至りては、尙ほ此外に二路の存在せしを見る、一は居庸關より延慶、石城を経て獨石口に出て、白塔兒より桓州を経て上都に達するもの、二は古北口より北上するもの之れなり、周伯琦の扈從北行前記、同後記、王輝の中堂事紀等によりて是等を求むへしと雖、世祖の時以前に是等の道によりしものを認む可からず、併せて當代驛路を知るの助けとなすを得んか。